

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和52年10月から53年3月まで

申立期間については、誰に渡したか覚えていないが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のうち、昭和52年10月から同年12月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであるとともに、36年4月から60年12月までの期間は、申立期間（計18か月）を除きすべて夫婦共に納付済みである上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）並びにA市町村が保管する国民年金検認カード及び国民年金保険料検認一覧表により保険料の納付時期が確認できる46年4月から60年12月までの期間のうち、夫婦共に納付済みである期間については、二人の納付年月がほぼ一致していることを踏まえると、52年10月から同年12月までの3か月について、申立人のみが保険料を納付していなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①、②及び③並びに④のうち昭和53年1月から同年3月までの期間についても、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の当時の保険料納付についての記憶があいまいであり、保険料の納付状況は明らかでない上、4回の申立期間にわたって、夫婦二人の納付記録が欠落するとは考え難い。

また、前出の国民年金検認カード及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間のほかに、申立期間②と③の間の昭和50年10月から51年3月までの期間についても夫婦共に納付記録が無く、当該資料からすれば、昭和48年度から52年度まで5年間続けて年度末の3か月ないし6か月が未納であったことが確認できる。一方、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、50年10月から51年3月までの期間の保険料は同年5月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても同様の納付方法が可能であったと考えられるところ、申立人及びその夫は、申立期間の保険料について過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間①、②及び③並びに④のうち昭和53年1月から同年3月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月18日から35年4月12日まで
② 昭和36年6月6日から40年3月17日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることになっている。

しかし、私は、A事業所を退職後すぐに別の会社に就職しており、当時は脱退手当金の制度自体知らなかったし、請求した記憶も受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、支給日より近い被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の脱退手当金は、申立事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後に支給決定されたことになっているが、オンライン記録によると、昭和38年から42年までの間に申立事業所において資格喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る42人中受給者は8人（申立人を含む。）と少ない上、この8人の中には、資格喪失日から約2年3か月後及び約3年3か月後に支給決定されている者が存在することを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立事業所を退職後、すぐに別の事業所で勤務している上、当時同居していた申立人の母親に係るオンライン記録によると、申立事業

所において、申立人と同じ昭和 36 年 6 月 6 日に資格取得し、申立人より約 1 年前の 39 年 4 月 1 日に資格喪失しており、脱退手当金の受給資格を有しているものの、脱退手当金を受給していないことが確認できることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日を平成4年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月27日から同年2月27日まで

ねんきん特別便において、A事業所における厚生年金保険の資格取得日が平成4年2月27日になっていたため、事業主に社会保険の手続を委託しているB団体に確認してもらったところ、雇用保険の資格取得日が同年1月27日で届出されていたことが分かった。事業主は当時の事務手続に誤りがあったことを認めているので、厚生年金保険被保険者記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所の在職証明書の写し、労働者名簿の写し及び雇用保険被保険者資格取得届の写しから、申立人が、申立期間において、同事業所で勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の代表取締役は、「厚生年金保険被保険者の資格取得日を平成4年1月27日とするところ、同年2月27日として誤った資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出した。したがって、1月分の保険料は、社会保険事務所に納付していないと思うので、改めて納付する。」と回答していることから判断して、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成4年2月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主が申立期間当時の事務手続の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和21年12月26日、資格喪失日は24年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年12月から22年2月まで150円、同年3月から同年5月まで180円、同年6月から同年9月まで400円、同年10月から23年7月まで600円、同年8月から24年3月まで4,200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月26日から24年4月1日まで

昭和21年12月26日から24年3月までB船に乗船し、24年4月から29年1月までC船に乗船した。しかし、オンライン記録では昭和21年12月から24年3月までの記録が無いので調査の上、この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していたとするB船の船舶所有者であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者が昭和21年12月26日に被保険者資格を取得し、24年4月1日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、i) 申立人は、「自分と同姓同名の者はいなかった。当時18歳以上でなければ乗船できなかったのも、会社が勝手に生年月日を変えて届出したのかもしれない。」と供述しており、当該名簿記載のとおり申立人が昭和3年*月*日生まれとすると、21年12月当時の年齢は18歳となり申立人の供述内容と符合すること、ii) 当該名簿において、申立人以外にも生年月日が異なって記載されている者が3人確認でき、生年月日の記載が必ずしも正確ではないこと、iii) B船に係る船員保険被保険者名簿から申立人が申立期間において船員保険被保険者でないことが確認できること、iv) 同僚一人は「申立人と同じ名字の

人がいたと思う。」と供述していることから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人と同姓同名の者の記録は申立人のものと確認できる。

なお、申立人が申立期間当時一緒にB船に乗船していたと記憶している同僚二人の被保険者記録は、申立人と同様、いずれも昭和24年4月1日まではA事業所における厚生年金保険被保険者となっており、同日からはこの被保険者資格を喪失し、B船における船員保険被保険者となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は申立人がA事業所において、厚生年金保険の資格を昭和21年12月26日に取得し、24年4月1日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、今回統合する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録により、昭和21年12月から22年2月まで150円、同年3月から同年5月まで180円、同年6月から同年9月まで400円、同年10月から23年7月まで600円、同年8月から24年3月まで4,200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格の喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月21日から同年7月1日まで

私は、昭和25年にA社に入社し、途中退社することなく48年2月28日まで継続して勤務していた。その間、厚生年金保険料が給与から天引きされていたと記憶しているが、社会保険事務所（当時）側の記録では、A社C営業所からA社D事業部に異動した30年6月21日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社から提出された退職者一覧台帳、社員名簿及び同僚の供述から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同様の記録を有する同僚で回答のあった13人のうち4人は申立期間当時の異動は無かったと供述し、別の3人は会社組織上の所属変更で勤務場所や業務の変更は無かったと供述していることから、A社D事業部が新規適用される昭和30年7月1日までは、A社C営業所で継続して勤務していたと推認でき、これらのことからA社C営業所の資格喪失日を同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C営業所における申立人に係る昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は社会保険庁(当時)の記録どおりの届出がなされたと思われると供述していることから、記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和30年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和51年10月から52年3月まで
④ 昭和53年1月から同年3月まで

申立期間については、誰に渡したか覚えていないが、夫婦二人分の国民年金保険料を妻が納付していたのに、未納となっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の妻が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の妻は、当時の保険料納付についての記憶があいまいであり、申立期間に係る保険料の納付状況は明らかでない上、4回の申立期間にわたって、納付記録が欠落するとは考え難い。

また、A市町村が保管する国民年金検認カード及び国民年金保険料検認一覧表によると、申立期間のほかに、申立期間②と③の間の昭和50年10月から51年3月までの期間についても夫婦共に納付記録が無く、当該資料からすれば、昭和48年度から52年度まで5年間続けて年度末の3か月ないし6か月が未納であったことが確認できる。一方、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、50年10月から51年3月までの期間の保険料は同年5月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間の保険料についても同様の納付方法が可能であったと考えられるところ、申立人及びその妻は、申立期間の保険料について過年度納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年12月まで

私は、日本万国博覧会が終わり数年後に、A市町村役場へ国民年金の加入手続に行った。市町村役場の職員から国民年金の説明を受けた際、今から加入しても受け取る年金額が少ないので10年くらいさかのぼって納付するよう勧められたので、そのとおりに国民年金保険料を納付した。お金は父から20万円を借り10万円余りを納付したことを覚えている。

以上のとおり、保険料を納付したはずであり記録にないのは納得がいかなないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期及び国民年金保険料を10年分さかのぼって一括納付したとする時期の記憶が明確でない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間後である昭和52年3月に、50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付している記録が確認できるが、この時点では、第2回特例納付可能期間は終了しており、申立期間は時効により納付できなかったものと考えられる上、申立人が国民年金に加入して以降さかのぼって10年分の保険料を一括納付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月11日から42年2月11日まで

A県で働いている時、B事業所の社長から誘われ、昭和41年2月10日にA県から夜行列車に乗り、翌日(建国記念の日が初めて国民の祝日とされた日)C駅に着き、その日から勤務した。厚生年金保険の記録は42年2月11日からとなっているが、これは41年2月11日の誤りであるので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、建国記念の日が初めて国民の祝日とされた昭和41年2月11日からB事業所に勤務したとして申し立てているが、「建国記念の日となる日を定める政令」(昭和41年政令第376号)により、建国記念の日が国民の祝日として施行されたのは42年2月11日であることが確認できる。

また、当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる同僚27人のうち6人は、「申立人は私よりも後から入社した。」と供述し、申立人が昭和41年2月11日から勤務していたとする供述は得られない。

さらに、申立人の雇用保険の記録から、被保険者の資格取得日が昭和42年2月11日となっており、この記録は厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっている上、商業登記簿で確認できる現在の代表取締役は、「B事業所は人手に渡り、事業所に関する書類は処分し、事務員も死亡しているので、当時のことは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関係資料や供述を得ることができない。

その上、厚生年金保険の記号番号払出簿を見ると、申立人は、昭和42年2月11日に資格を取得していることが確認できる上、同年3月31日に申立人へ記号番号が払い出されており、申立人に係る記載がある頁及び次頁の被保険者資格取得年月日欄の年は42年となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から26年12月まで

私は、職業安定所の紹介で、A市町村から5人程でB市町村に所在するC事業所へ入社した。会社の寮からC事業所へ毎日勤務し、現場作業の仕事をすることを記憶している。正式な会社名及び厚生年金保険料の控除についてはわからないが、勤務していたことは事実なので、申立期間の厚生年金保険の記録訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、正式名称はわからないもののC事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、C事業所では、「申立期間当時の名称は、D事業所である。申立人については、申立期間及びその前後も含めて当事業所及び関連会社を調査したものの、申立人の氏名は見当たらなかった。勤務していたとしても、本社員でないと厚生年金保険への加入は難しい。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚二人についても、当該事業所に係る厚生年金保険の記録が確認できない上、既に死亡しているため、申立人の勤務実態について供述も得られない。

さらに、申立人に係る被保険者台帳においては、当該事業所に係る厚生年金保険の記録が確認できない上、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が見当たらない。

加えて、申立人は、保険料が控除されていたこと、及び健康保険証に関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から34年8月2日まで

私は昭和28年3月21日から39年7月25日までA事業所に継続して勤務していたが、当初は個人事業所であったため、厚生年金保険に加入していなかった。

しかし、当該事業所は、株式会社となったことを契機として、昭和33年7月1日から厚生年金保険の適用事業所となったので、私の厚生年金保険の記録はこの日からだと思っていたが、34年8月2日からとなっていることが分かった。この記録は誤っているので、訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立事業所に就職した昭和28年当時の状況を鮮明に記憶していること、当時の事務担当者及び同期入社と同僚の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は死亡しており、当時の事務担当者及び連絡の取れた同僚11人全員からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について供述が得られなかった。

また、商業登記により、当該事業所は既に破産終結決定がなされており、破産終結当時の代表取締役は、関係書類を保存していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和33年7月1日には、事業主及び同僚等17人が厚生年金保険に加入しているが、入社してから約5年経過している申立人の加入記録は確認できず、その後申立人が加入するまで約1年を要しており、しかも、この約1年間において、申立人が加入していないことを当該事業所が把握する機会として算定基礎届提出事務があることを考えあわせると、単に届出もれではなく、当該事業所は何らかの理由で申立人を約1年厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名は無く健康保険の整理番号にも欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から22年4月まで

申立期間については、昭和21年6月にA事業所の入社試験を受け、A事業所B支社で従業員として勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間内において、勤務期間の特定ができないものの、申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所本社に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないことから、申立人の雇用形態や厚生年金保険の適用が不明である旨を回答しており、申立人の具体的な勤務実態及び厚生年金保険の適用関係について確認することができない。

また、A事業所本社の人事担当者は、「昭和20年から25年ごろに従業員として採用された者は、当初、委任契約の形態で勤務している間は社会保険に加入させておらず、業務成績等に応じて一定期間経過後に雇用契約へ移行した者について社会保険に加入させていた。」と供述していることから、当該事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険への加入手続が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、同名簿で申立期間に記載がある同僚のうち、連絡先が判明した5人に照会したものの、申立人の当該事業所における勤務実態や給与からの保険料控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月8日から47年7月11日まで
② 昭和47年7月から同年11月13日まで

申立期間①については、A事業所B支店を退職後に脱退手当金を受給したことになるが、上司から脱退手当金のことを聞かれた時に、受給しない旨を伝えており、脱退手当金を受け取った覚えも無い。

また、申立期間②については、A事業所B支店を一旦退職してから、すぐにアルバイトとしてB支店に4か月ほど勤務したが、前述の上司が「アルバイトの期間も厚生年金保険に加入してあげる。」と言ってくれたのを記憶しており、当該上司が、資格喪失日だと言って厚生年金保険被保険者証に記入してくれた昭和47年11月13日まで厚生年金保険に加入していたはずである。

以上のことから、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所（当時）には、申立てに係る脱退手当金の請求及び支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、脱退手当金の振込希望先として、申立人の当時の住所地の近くであり、申立人が勤務していたA事業所B支店の預金口座が記載されている。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、当該表示である「47.11.13 脱」の押印が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、A事業所B支店の従業員に係る社会保険については、昭和46年11月1日から本社一括適用となっているところ、申立人の退職時の適用事業所であるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、A事業所B支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、オンライン記録により、A事業所B支店を昭和46年11月1日付けで資格喪失し、同日付けでA事業所（前述のとおり本社一括適用）において資格取得していることから、申立期間当時にA事業所B支店で勤務していたものと考えられる同僚及び申立人が記憶する同僚のうち、連絡先が判明した13人に照会したものの、申立人の申立期間に係る勤務実態を推認できる供述は得られない。

また、申立人に対して、アルバイトの期間も厚生年金保険に加入させると言い、資格喪失日は昭和47年11月13日であるとして厚生年金保険被保険者証に当該日付を記入してくれたと申立人が記憶する上司は、既に死亡しており、申立てに係る事実について確認することができない。

さらに、申立期間当時、A事業所B支店の従業員に係る社会保険事務を行っていたA事業所本社の元人事担当者は「当時、アルバイト扱いの者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立期間後の昭和48年4月1日にA事業所において資格喪失している同僚は、「B支店を退職後、しばらくの間アルバイトとして勤務していたが、アルバイトの期間は厚生年金保険被保険者期間に含まれていない。」と供述していることを踏まえると、A事業所では、申立期間当時、アルバイトの期間は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる上、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。